改正後	改正前
四　送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下（空中線電力が〇・二ワットを超える場合は一デシベル以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得一デシベルの空中線に〇・四ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。 ［五　略］ ［4～8　略］	四　送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。 ［五　同上］ ［4～8　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書 ［様式略］ ［注１・２　略］ ３　２の(2)の欄は、「Ｆ３Ｅ　142MHzから162MHzまで」又は「Ｆ３Ｅ　143.54，149.01，149.03，153.33，165.97MHz」のように記載するほか、次によること。 ［(1)～(3)　略］ (4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからクに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。 ［ア～エ　略］ オ　1710MHzを超え1785MHz以下及び1805MHzを超え1880MHz以下の周波数帯 ［カ～ク　略］ ［(5)・(6)　略］ ［４～12　略］ ［第二～第六　略］	**別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 第一　［同左］ ［様式同左］ ［注１・２　同左］ ３　［同左］ ［(1)～(3)　同左］ (4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからクに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。 ［ア～エ　同左］ オ　1744.9MHzを超え1784.9MHz以下及び1839.9MHzを超え1879.9MHz以下の周波数帯 ［カ～ク　同左］ ［(5)・(6)　同左］ ［４～12　同左］ ［第二～第六　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

３　この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する無線設備に係る法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。